とっとりUD施設普及推進プログラムについて

令和4年9月20日 住まいまちづくり課

2月議会で改正した福祉のまちづくり条例(以下「条例」という。)の施行(10月1日)に合わせて、建築物のUD(ユニバーサルデザイン)整備の普及を推進するため、「とっとりUD施設普及推進プログラム」を創設し運用を開始するので、その概要を報告する。

1 条例改正の概要

- ・バリアフリー整備を義務付ける施設規模の引下げ(理美容院200㎡→100㎡)、整備基準の強化(自動ドアの義務化)、弱視者配慮基準の追加、既存建築物に適用する整備基準の緩和。
- ・建築物のUD整備の普及を推進するため、「とっとりUDアドバイザー派遣制度」及び「とっとりUD施設 認証制度」を創設。

2 とっとりUD施設普及推進プログラムの概要

建築物のUD整備を計画、設計、整備、普及の4つのステップにより支援し、全ての人にとって使いやすいUD建築物の普及を推進する。

(1)計画:とっとりUDアドバイザー派遣制度(令和4年10月開始)

- ・計画の段階から施設の整備及び運営・サービスについて、利用者目線で助言を行うUDアドバイザーを派遣し、施設のUD整備の計画を支援する。
- ・アドバイザーには、2種類の区分を設定し、養成講習会を修了した者を県が登録し、施設の要望に応じて 登録したアドバイザーを派遣する。(民間施設の派遣費用は県負担)

【アドバイザーの区分】

利用者アドバイザー	高齢者、障がい者(聴覚、視覚、肢体不自由、内部)、子育て経験者等
専門家アドバイザー	建築士、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、保健師、保育士、子育て
寺門家ノ ハイリー	支援員等の資格を有する者等

(2) 設計:とっとりUD施設認証制度(令和4年10月開始)

・条例の整備基準に適合し、さらにUD整備(ハード)、運営・サービス(ソフト)の両面の取組内容に応じて、 $\star \cdot \star \star \star \star \star$ の3段階で格付して認証し、公表することで利用者の利便性向上を図る。

【主なUD整備の内容】 UD認証施設の取組項目は次頁参照

整備(ハード)	・各階に車いす使用者用トイレを整備
	・キッズルーム、授乳室又は利用者の休憩室を設置
運営・サービス	・あいサポート企業に登録し、従業員に定期的にUDに関する教育の実施を誓約
(ソフト)	・とっとりUDアドバイザーの助言を整備又は運営に反映

(3)整備:福祉のまちづくり推進事業補助金(令和4年10月制度拡充)

・UD認証に必要な整備費用について、市町村と協調助成を行う福祉のまちづくり推進事業補助金により、 通常補助額に上乗助成することで、施設のUD整備を支援する。

【令和4年度当初予算】予算額:17,831千円(通常のバリアフリー助成の予算額を含む)

[補助率] 2/3 (国1/3、県1/6、市町村1/6)、所有者1/3

[補助対象経費]

学厅 35	条例の整備基準に適合する多目的トイレ・オストメイト用設備・駐車場屋根の整備、アドバイザーの
	意見を反映した整備に係る費用
12/7/11念	新築の項目に加えて、条例基準以上となる自動ドア・敷地のバリアフリー化・車いす使用者用客室の
	整備に係る費用

例) UD認証施設における車いす使用者用トイレ整備の場合(補助率2/3) 1,300千円(通常の補助額) +1,300千円(UD認証施設に上乗せする補助額)

(4) 普及: バリアフリーマップアプリによる情報提供(令和5年3月運用開始)

・スマホ・パソコン上の地図にUD認証施設、バリアフリー施設の情報を表示し、利用者が検索できる機能を備えたアプリを開発し、UD認証施設等の周知及び利用者の利便性向上を図る。

【アプリの機能】

- ・施設情報は、建物用途やバリアフリー整備の内容(車いすトイレ有等)で検索可能。
- ・子育て応援パスポートと一体的に開発し、子育て世帯、高齢者、障がい者向けの施設割引情報の掲載、 多言語に対応することで利用者の利便性向上を図り、外国人、ユニバーサルツーリズムにも対応。

【参考】

〇とっとりUD施設認証の評価項目及び認証基準

評価項目		認証基準(条例を上回る整備を行う場合を評価)	評価点
施設整備(ハード)	①エレベーターの 設置	・車いす使用者の利用に配慮(ボタンの位置、鏡の設置など)	必須
	②敷地内の通路	・前面道路から建築物の主な出入口までの経路に夜間照明を設置し、かつ条例基準より緩やかなスロープ(勾配1/15以下)を設置	1点
	③駐車場の整備	(1)車椅子使用者用駐車施設とは別の区画にハートフル駐車場を設置(1点) (2)車いす使用者用駐車施設又はハートフル駐車場に屋根を設置(1点)	2点
	④屋外の出入口の 整備	・移動等円滑化経路を構成する出入口(風除室の出入口を含む)は全て自動ドア戸を 設置	1点
	⑤屋内の通路	・不特定かつ多数の者が利用する廊下には、両側に手すりを設置	1点
	⑥客室の整備(ホテ ル・旅館)	・条例により設置が必要な室数に1を加えた室数以上を設置	2点
	⑦車いす使用者用 便房の整備	・利用居室がある各階に車いす使用者用便房を設置	2点
	⑧高齢者・乳幼児 用設備の整備	(1)キッズルーム、授乳室又は利用者の休憩室を設置 (2点) (2)車椅子使用者用便房に大型ベッドを設置 (1点)	2点
運営・サービス(ソフト		(1)物販店の場合:内部の通路(商品棚間も含む)の幅員を120cm以上確保(1点) (2)飲食店の場合:内部の通路幅員は90cm以上を確保、座席の過半以上を可動式か つテーブル等の下部に車いす使用者に配慮した空間(1点)	1点
	⑩運営面の配慮	・貸出用車いす又は筆談ボード(タブレット端末)を設置	1点
	①あいサポート企業・従業員教育	・あいサポート企業に登録し定期的に従業者にユニバーサルデザインに関する教育の 実施を誓約	1点
	⑫UDアドバイザ 一の助言	・アドバイザーの助言を受けたときは、施設の整備又は運営に取り入れること	1点
格付	方法 /評価点合計	★★★:80%以上(12点/15点)、★★65%以上(10点/15点)、★50%以上(8点/15点) (★★以上の評価とする場合は、アドバイザーの助言を受けていることを要件)	15点

※評価項目は、施設の規模や用途によって該当しない項目を除く(客室の整備はホテル・旅館等のみ評価)

〇UD施設の整備例

キッズルームの整備



筆談ボードの常備



わかりやすい車椅子使用者用駐車場



利用居室がある各階に車いす使用者便所の整備

